公募型プロポーザル募集要領（２回目）

１　業務名　令和８年度養殖技術ブレイクスルー促進事業業務委託

２　業務の概要　別添仕様書のとおり

３　プロポーザルの日程

日　程	内　容
令和８年１１月　６日（金）	公募開始
令和８年１１月１７日（火）	参加表明書提出期限
令和８年１１月２０日（金）	参加資格通知
令和８年１１月２７日（金）	企画提案書提出期限
令和８年１２月上旬	企画提案書審査プレゼンテーションの開催 審査結果通知 ※プレゼンテーションの日程は別途通知

４　企画提案書の作成及び提出

（１）提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

（２）提出部数

企画提案書７部、を提出してください。

（３）提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前９時から午後５時までの間に提出してください。

（４）提出期限

令和８年１１月２７日（金）午後５時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

（５）提出先（問い合わせ先）

〒850-8570　長崎県長崎市尾上町３－１

長崎県水産部水産加工流通課養殖振興担当

担当：遠山

ＴＥＬ：095-895-2872　　ＦＡＸ：095-895-2585

E-mail：s06130@pref.nagasaki.lg.jp

（６）受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付けたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

（７）留意事項等

ア　企画提案書は１者１提案とします。

イ　企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合

を除く)。

ウ　その他

・企画提案書７部は、Ａ４横書きで両面印刷（長辺綴じ）とし、左上をホッチキス留めして提出してください。

5　質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで令和８年１１月１３日(金)午後５時まで受け付けます。なお､正確を期すため､電子メール送信後､電話により送信した旨を連絡してください。

また、メールのタイトルは「養殖技術ブレイクスルー促進事業業務委託質問書」としてください。回答は令和８年１１月１６日（月）午後５時までに長崎県ホームページ（入札情報）において行います。質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。なお、説明会の開催は予定していません。

E-mail：s06130@pref.nagasaki.lg.jp　ＴＥＬ：095-895-2872

6　審　査

（１）審査の方法

ア　（２）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、第一位を契約候補者として選定します。ただし、同順位の者が複数者いる場合は、「ア.業務内容に関する提案」及び「イ.研究成果の発展性及び実装可能性」における合計点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお､本合計点数も同一であった場合には､審査委員合議のうえこれを決定します。

イ　審査は、プロポーザル参加資格を有する者を対象としてプレゼンテーション（対面）及びヒアリングを行います。ただし、応募多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類選考を行う場合があります。

プレゼンテーションの日時及び実施形態等

① 実施日時　令和８年１２月上旬予定（詳細は追って連絡）

② 実施場所　長崎市内（詳細は追って連絡）

③ プレゼンテーションの所要予定時間（１提案者あたり）

・プレゼンテーション　１５分以内

・ヒアリング　１５分程度

ウ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

エ　審査の結果､基準点（６０点）を超えない者は不採択とし､契約候補者に選定しません。

（2）審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案	・課題の抽出、分析は妥当であるか。	１０
	・仕様書の目的及び業務内容に直結した事業内容であるか。	１０
	・事業成果の実用化及び普及が期待できるか。	１５
	・本県の養殖業者に有益な取組であるか。	１５
イ. 研究成果の発展性及び実装可能性	・提案者は、過去の研究開発、または実証事業の成果を基礎として、養殖現場への導入及び普及に向けた具体的な取組実績を有しているか。	２０
ウ．業務遂行能力	・円滑な業務遂行のための実施体制が組まれているか。	5
	・業務を行う上で必要な技術や設備を有しているか。	5
	・円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。（スケジュールに無理はないか。）	5
エ．提案金額	・価格点の算定式 満点（５点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	5
	・計上経費が妥当であるか。	１０
		合計　１００点

※審査項目アからエまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの５段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

※審査項目アからウにおいて、１項目でも審査委員の半数以上がＥ判定（０点）の評価であった場合、その企画提案書は不採択とします。

評　価	評　点
A（たいへん優れている）	項目の配点 × 1.0
B（優れている）	項目の配点 × 0.8
C（普通）	項目の配点 × 0.5
D（やや劣っている）	項目の配点 × 0.3
E（劣っている）	項目の配点 × 0

※小数点以下は繰り上げ

（3）審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

（4）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開

示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7　契約手続

（1）委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、契約候補者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

（2）交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うことになります。

（3）契約金額の支払いは原則として精算払いとします。

（4）交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8　提出書類の取扱

（1）提出された書類は返却しません。

（2）提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。

（3）契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9　問い合わせ先

長崎県水産部水産加工流通課養殖振興担当　　担当：遠山

ＴＥＬ：095-895-2872　　E-mail：s06130@pref.nagasaki.lg.jp

10　その他

（1）参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。

（2）企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

（3）次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

ア　提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合

イ　審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

（4）本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。

（5）仕様書は、審査の結果選定された契約候補者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。

（6）本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。

（7）この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。